平成２２年（フ）第６号
宮崎市北権現町249番地２
債務者　内倉　優一
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　秀樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８７号
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番24―302号
債務者　藤根　京子
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　　敦子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３５５号
青森県三戸郡田子町大字田子字西舘野56番地の30、前住所千葉県流山市加６丁目1297番地の６
債務者　東平　幸夫
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
山形県米沢市林泉寺２丁目９番28号
債務者　関本　達夫
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１９９号
山形県米沢市林泉寺２丁目９番28号
債務者　関本　優太
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２０５号
山形県南陽市三間通1065番地
債務者　須藤　貞雄
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２１５号
山形県東置賜郡川西町大字下平柳1309番地４
債務者　遠藤　慎一
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２３０号
山形県米沢市林泉寺２丁目９番28号
債務者　関本いづみ
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３号
山形県米沢市万世町桑山4697番地
債務者　桑原　　隆
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１２号
山形県長井市舟場１番８―２号
債務者　平　　勝
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１４３６号
埼玉県志木市柏町２丁目14番５号　関口コーポ201号、申立時の住所埼玉県新座市北野３丁目17番９号　グレース志木202号室
債務者　手塚　春美（旧姓水流）
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３６号
さいたま市西区大字高木300番地72
債務者　豊田　和穂
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２０号
埼玉県戸田市本町２丁目14番34号　むつみ荘303号室
債務者　田中美津江
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２６号
さいたま市浦和区常盤３丁目９番９号202
債務者　大前登志美
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
新潟県長岡市神谷1541番地
債務者　笠井　直樹
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５号
新潟県柏崎市大久保１丁目10番２号
債務者　小林　　悟
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
新潟県長岡市本町３丁目１番地２
債務者　鈴木　香苗
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第７号
三重県度会郡南伊勢町小方竈132番地２
債務者　三浦　　恵
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係